

# 木津川市公共施設包括管理委託業務の導入検討に係る

## サウンディング型市場調査実施要領

### 1 調査の目的

本市では、第4次木津川市行財政改革行動計画実現戦略の1つとして、市の保有する複数の公共施設に係る維持管理業務や修繕業務を包括的に委託し、民間のノウハウや技術力の活用による施設の安全性の維持・向上、及び業務の効率化を図ることにより、施設利用者の安心・安全と持続可能な公共施設の管理運営につなげることを目的とした、公共施設包括管理委託業務の導入を検討しています。

本調査は、本市の所有する公共施設における市場性の有無や、対象とする施設や業務、契約期間等について、民間事業者の皆様から広くご意見をいただき、実施の可否、参入意向や参入しやすい公募条件等を把握し、今後の検討材料とすることが目的です。

### 2 調査対象となる業務の概要

#### (1) 施設数

全139施設・・・別紙1「包括管理業務対象候補施設一覧」のとおり

Aグループ：72施設

(庁舎、学校、保育園・幼稚園、児童施設、社会教育施設、福祉施設等)

Bグループ：96施設

(A+児童遊園等の公園)

Cグループ：111施設

(B+公営住宅)

Dグループ：139施設

(Cグループ+公衆浴場、消防施設、排水機場等の特殊施設)

※対象施設は、サウンディングの結果を踏まえ検討していく予定です。

#### (2) 業務の種類

##### ア 維持管理業務

業務種別	
①電気設備	②消防設備
③空調	④昇降機
⑤自動扉	⑥受水槽・高架水槽
⑦清掃	⑧樹木管理・除草
⑨機械警備	⑩定期点検
⑪遊具点検	⑫浄化槽
⑬害虫獣駆除	⑭その他

※長期継続契約の契約期間が満了したものから順次包括管理業務委託の対象業務とする予定です。

※具体的な業務範囲は、サウンディングの結果を踏まえ検討していく予定です。

#### イ 修繕

別紙1「包括管理業務対象候補施設一覧」における130万円を上限とした修繕を含めることを想定しています。修繕費や業務数については、別紙2「事業費及び業務数等」をご覧ください。

#### ウ 巡回点検業務

建築物及び、設備等に関する現地調査、不具合対応を定期的を実施することを想定しています。

### 3 参加対象者

本業務の実施主体となる意向を有する法人または法人のグループ。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当している者。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生または再生手続中の者。
- (3) 木津川市暴力団排除条例（平成24年木津川市条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等または同条第5号に規定する暴力団密接関係者。
- (4) 木津川市又は京都府の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止中の者。
- (5) 市税その他租税を滞納している者。

### 4 スケジュール

実施要領の公表	令和6年10月18日（金）
参加申込期限	令和6年11月8日（金）17時
サウンディング実施期間	令和6年11月18日（月）～ 令和6年11月22日（金）
実施結果の公表	令和7年1月以降

### 5 調査対象業務の概要

#### (1) 参加申込

サウンディングへの参加を希望する場合は、2. エントリーシートを記入の上、令和6年11月8日（金）17時まで電子メールにて提出してください。提出先及び連絡先は、「8 問合せ先・提出先」のとおりです。

なお、電子メールのタイトルは「包括管理サウンディング参加申込【法人等名】」としてください。

## (2) 質問等について

参加にあたり質疑がある場合は、メール本文に記載又は問い合わせ内容を記載したWordデータを添付のうえ、「8 問合せ先・提出先」へ電子メールにより提出してください。

なお、電子メールのタイトルは「包括管理サウンディング質問書【法人等名】」としてください。質疑の内容については、後日、個別に回答させていただきます。

## (3) サウンディング日時及び場所

ア 実施日時及び場所は、参加者に電子メール等で個別連絡します。

イ 実施日時は、「4 スケジュール」の間で、所要時間は1時間程度で設定します。(状況によって延長する場合があります。)

ウ 調査は原則対面、実施場所は木津川市役所内としますが、サウンディング調査期間中に来庁が難しい場合は、オンラインで実施する方法も対応しますので、ご相談ください。

エ ご希望に添えない場合もありますので、予めご了承ください。

## (4) 調査の実施

ア サウンディングは、事業者のアイデア・ノウハウ保護のため、個別に実施します。

イ 説明のために必要な資料は、当日5部ご持参ください。必要に応じて追加でヒアリングをお願いする場合があります。

ウ サウンディングの際に必要な追加資料については、応募のあった事業者のみに個別で送付いたします。また、サウンディング当日の時間を有効活用するため、追加資料に併せて事前質問票を送付いたしますので、11月13日(水)までに質問票のご提出にご協力をお願いします。

エ サウンディングで市場性が確認できた場合、概算事業費の見積りを依頼しますので、ご協力をお願いします。

## (5) 調査結果の公表

ア サウンディングの概要は、事業者名及び非公表とすべき事業者のノウハウに係る部分を除き、木津川市ホームページ等で公表します。

イ 公表前に、参加事業者に内容の確認(事業者のノウハウを保護する観点)をお願いします。

## 6 対話内容

ア 木津川市の市場性について

イ 対象施設及び業務(追加・除外すべき業務等)の要望について

ウ 市内事業者への受注機会の確保と地域貢献の考え方について

エ 望ましい事業期間について

オ 包括管理センターへの配置人数や設置場所、什器等について

- カ 軽微な修繕の内製化とその範囲について
- キ 蓄積する修繕データの提供と活用について
- ク 独自の追加サービスとして提案可能な業務について
- ケ 導入時に想定されるスケジュールについて
- コ 木津川市で本業務を導入する際に想定される課題とその対応について
- サ その他

## 7 留意事項

### (1) 参加事業者の取扱い

サウンディングに不参加の場合でも、公募を行う場合の参加は可能です。

### (2) 費用負担

サウンディングの参加に関する書類作成・提出等に係るすべての費用は、参加事業者の負担とします。

### (3) 提出書類の取扱い・著作権等

提出書類の著作権はそれぞれ参加事業者に帰属しますが、提出書類は返却しません。また、サウンディング結果の公表や包括管理の事業化の検討以外の目的で提出書類等を使用することはありません。

## 8 問い合わせ先・提出先

木津川市総務部財政課行財政改革推進室 担当：宮本・野口

住所：京都府木津川市木津南垣外 110-9

電話：0774-75-1202

e-mail：gyokaku□city.kizugawa.lg.jp

送付の際は□を@に変換してください。